

令和7年第9回

柳川市農業委員会総会議事録

令和7年9月10日

柳川市農業委員会

第9回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月10日 午後2時00分～午後2時42分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

推進委員出席者 17名 欠席者 1名

議題 議案第51号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第55号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第56号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

報告 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届出について

その他

農業委員

出席委員（18名）

1番 山田 善治	2番 藤吉利広
3番 亀崎 忠治	4番 亀崎壽満
5番 梅崎 直祝	6番 桧島一晴
7番 古賀 宏義	8番 野口秀一
10番 藤木 邦彦	11番 田中満義
12番 松藤 道大	13番 松藤 稔
14番 浦 幸之助	15番 原 壽利
16番 園田 清美	17番 阿志賀 一喜
18番 小柳 浩子	19番 島添茂樹

欠席委員（1名）

9番 三小田 由勝

推進委員

出席委員（17名）

龍 正典	中村 博
山口 弘司	成清義法
乗富隆公	古賀勝次
桜島福博	池上藤人
櫻木利和	米田秀俊
河口 勇	平川貴大
堤 和弘	大津眞次
鶴田信行	河口隆光
三浦榮一	

欠席委員（1名）

吉開 健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 白谷 雄一郎

事務局次長 平河 郁夫

事務局職員 田中道博

午後 2 時 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第9回総会を始めさせていただきます。

御起立お願いします。礼。よろしくお願いします。御着席ください。

それでは、柳川市農業委員会会議規則第4条の規定に基づきまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願ひいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日は足元の悪い中に第9回柳川市農業委員会の総会に御出席いただきましてありがとうございます。

昨晩から非常に激しい雨が降りまして、ここまで来ている間にちょっと見てきたら、田んぼのほうも少しおひいておりまして、大豆のほうも倒れているところがあるようでございます。

それから、日本の総理がこの間、辞職いたしまして、10月4日に今度誰が総理になるかと思っている次第でございます。しかし、誰がなってもあまり変わりないじゃないかと私は思うわけでございます。なったならなったで、とにかく農業のほうもどうなることか心配になっているわけでございます。

それでは、ただいまより令和7年第9回柳川市農業委員会総会を始めたいと思いますので、最後までよろしくお願ひいたします私からの挨拶に代えさせていただきます。

着座して始めたいと思います。

本日の出席委員は18名、定足数であり、また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和7年第9回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和7年

第9回柳川市農業委員会総会議案

議案第51号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第55号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第56号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

報告 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届出について

その他

令和7年9月10日提出

柳川市農業委員会会長 島添茂樹

以上です。

○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第51号から議案第56号までの6件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に1番の山田善治委員、18番の小柳浩子委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第51号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があつたので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号2番と7番の譲受人につきましては、新規営農者になりますので、本日机の上に置いております営農計画書と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・畠、面積21m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,044m²、外1筆、合計3,987m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積4,051m²、外2筆、合計6,660m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積16m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○、持分4分1、外2名。

次ページに参ります。

申請番号5番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,266m²、小作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号6番、農地の所在、○○、地目・田、面積376m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号7番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,590m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号8番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,429m²、外1筆、合計2,830m²、自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号9番、農地の所在、○○、地目・田、面積4,358m²、自作。譲受人、○○。譲渡

人、○○。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第51号の農地法第3条について、補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、経営縮小する兄の○○さんから、新規就農しようとする弟の○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、経営縮小する親の○○さんから、経営拡大しようとする子の○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、離農する○○さん、○○さん、○○さんから、新規就農しようとする親族の○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号5番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号6番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ、所有権移転、売買を行うための申請です。代金は10aで○○円。

申請番号7番は、離農する○○さんから、新規就農しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で○○円。

なお、こちらの農地は盛土等がなされており、近年、遊休農地化しておりましたが、譲受人である○○さんに現状農地の状況も踏まえ、農地法第3条の許可要件等を説明し、営農計画書にもありますとおり、全部を効率的に利用して耕作を行うものとして認められましたので、今回議案として付議をしていることを申し添えます。

申請番号8番は、経営縮小する○○さんから、経営拡大しようとする○○さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は10aで○○円。

申請番号9番は、離農する親の○○さんから、経営拡大しようとする子の○○さんへ使用貸借権の設定を行うための申請です。設定期間は10年。

なお、借人である○○さんの台帳上の耕作面積は0aとなっておりますが、申請書にこれまで40年以上農作業に従事してきた経験等もあるということが記載されておりましたので、今回、営農計画書の添付は省略をしておりますことを申し添えます。

申請番号1番から9番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可を

することができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第51号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第52号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があつたので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畠、面積188m²、外1筆、合計210m²。申請人、〇〇。転用目的、通路及び駐車場。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第52号の農地法第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、申請人、○○さんが、通路及び自家用駐車場設置のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定いたします。

第1種農地は原則転用不許可ですが、既存敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より朗読並びに説明は終わりました。

議案第52号について、御意見、御質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第52号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページの下段を御覧ください。

議案第53号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があつたので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積515m²。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、車両置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積173m²。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農家住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第53号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人：〇〇さんが、自動車板金整備工場の車両置場設置のための申請です。契約の種類は売買。代金は一体開発をする隣接宅地を含め、2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人：〇〇さんが農家住宅建設のための申請です。契約の種類は贈与。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ha未満の一団の農地のため、第2種農地と認定いたします。

第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、こちらも「住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

なお、申請番号2番については、お手元にお配りしております資料のほうを御覧ください。こちらが現在の申請地の状況となっております。申請地は、申請の段階では既に造成がなされておりましたので、申請者に対し、農地に戻すことを条件に議案として付議することを説明しておりました。申請者から写真のとおり農地に戻したとの報告がございましたので、

今回議案として付議しておりますので、現状も踏まえて御審議をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第53号について、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第53号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号 農地転用計画変更の申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第54号につきましては、先ほどの議案第53号の申請番号2番の計画変更になっております。

議案第54号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

(1)住所、〇〇 氏名、〇〇。

①変更する土地。

農地の所在、〇〇、地目・田、面積827m²、転用許可日、令和元年6月25日、転用目的、一般住宅、農業用倉庫。

②変更する理由。

駐車場を確保するため、南側に倉庫を移動したので、住宅用地が手狭になり、敷地を拡張したく申請するものであります。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、事業主、〇〇、着工、令和元年7月9日から、完工、令和2年6月9日、計画内容、一般住宅、農業用倉庫、所要面積、地番〇〇、地目・田、面積827m²。

変更計画、事業主、〇〇、着工、令和7年10月10日から、完工、令和8年6月9日、計画内容、一般住宅、農業用倉庫、所要面積、地番〇〇、地目・田、面積827m²と、地番〇〇、地目・田、面積173m²、合計1,000m²の計画変更となっております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第54号について、御意見、御質問はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第54号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第55号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第55号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定に

よりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,633m²、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積252m²、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は昭代地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。

議案第55号、申請番号1番は、推進委員の山口弘司委員、成清義法委員。

申請番号2番は、推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、梶島福博委員を指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

賛成全員でございます。よって、議案第55号については、先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第56号 農用地利用集積等促進計画の要請について議題といたします。

本案整理番号1番及び2番は○○農地利用最適化推進委員が所有権の移転を受ける者（買い手）となっておりますので、柳川市農業委員会會議規則第10条の規定を準用し、○○委員の退席をお願いいたします。

[○○委員 退席]

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第56号

1. 農用地利用集積等促進計画の要請について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを福岡県農業振興推進機構に対して要請したく承認方付議する。

こちらにつきましては、別紙のA4サイズ2枚ものの農用地利用集積事業報告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和7年10月15日、1. 所有権移転関係、利用権の種類、所有権移転、地目・田、農用地の利用内容、水田として、面積4万4,902m²、筆数18筆、売り手7名、買い手7名。

続きまして、2枚目を御覧ください。

まず初めに、○○委員さんの案件になります。上から1行目、2行目を御覧ください。

農業委員会では、買い手のみの審査をしますので、2行目のみを読み上げます。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、○○、地目・田、面積1,745m²。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡

の時期、いずれも令和7年11月25日、対価〇〇円、対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、備考、担い手売買。

買い手の〇〇さんにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第56号、整理番号1番及び2番について御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第56号、整理番号1番及び2番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

[〇〇委員 着席]

○議長（島添茂樹君）

それでは続きまして、整理番号3番から12番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

続きまして、農業委員会は買い手の審査になりますので、上から4行目、整理番号4番を御覧ください。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地目・田、面積79m²、外2筆、合計3,633m²、所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、権利の種類、所有権、農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期、いずれも令和7年11月25日。対価〇〇円、対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、外4件です。

こちらの買い手5名全ての方は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第56号、整理番号3番から12番について御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第56号、整理番号3番から12番については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年8月6日、農地の所在、○○、地目・田、面積1,044m²、外1筆、合計3,987m²、賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、賃借人、○○、適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知、備考、離作料なし、外13件です。

事務局からの修正がございます。

議案書の8ページの受理番号10番と11番の農地の所在の字が逆になっておりますので、10番の「○○」が11番へ修正で、11番の「○○」が10番へ修正となっておりますので、各自で訂正のほうをお願いいたします。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年8月15日、農地の所在、○○、地目・田、面積16m²、使用貸人、○○、使用借人、○○、適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、外1件です。

続きまして、10ページの下段を御覧ください。

報 告

3. 農地への現況地目変更届出について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年7月28日、農地の所在、○○、地目・田、面積1,806m²、外1筆、届出者、○○、現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（田）として利用して

いますので、届出ます。

報告は以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より何かありましたら、説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

特にありません。

○議長（島添茂樹君）

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

それでは、私のほうから連絡事項を申し上げます。2点ございます。

まず1点目です。先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんにおかれましては、後ほど担当のほうより説明と資料をお持ちしますので、しばらくお待ちください。

2点目です。次回の総会日時でございます。次回総会は10月10日、金曜日午後2時から、こちら大和庁舎のほうで開催いたしますので、御参加のほどよろしくお願ひいたします。
連絡事項は以上です。

○議長（島添茂樹君）

これをもちまして、令和7年第9回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時42分　閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月10日

柳川市農業委員会会長　　島　添　茂　樹

会議録署名委員　　山　田　善　治

　　〃　　　　　小　柳　浩　子